

日本製鋼所健康保険組合 御中

健康保険  一般  短期 **資格確認書**  新規  再 **交付申請書**

(一般 / 短期) 資格確認書の(再)交付を希望する場合にご使用ください

被保険者情報	個人番号 (マイナンバー)	<input type="text"/>	※個人番号または記号・番号のいずれかを記載ください。	
	被保険者 記号・番号	記号(左づめ) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	番号(左づめ) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	生年月日 <input type="text"/> <input type="text"/> 年 <input type="text"/> <input type="text"/> 月 <input type="text"/> <input type="text"/> 日 5 昭和 7 平成 9 令和
	氏名	フリガナ <input type="text"/> ケンコウ イ 健康 一郎		

「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」に記載の記号(3桁)と番号を左づめで記載してください。

対象者欄	対象者	<input type="text" value="3"/>	1 被保険者(本人)のみ 2 被扶養者(家族)のみ 3 被保険者(本人)および被扶養者(家族)分	
	被保険者	フリガ: <input type="text"/> 氏名 <input type="text"/>	生年月日 <input type="text"/>	申請理由 <input type="text" value="2"/> 下記、理由欄より必ず選択ください
	被扶養者①	フリガ: <input type="text"/> 氏名 <input type="text"/>	生年月日 <input type="text"/> <input type="text"/> 年 <input type="text"/> <input type="text"/> 月 <input type="text"/> <input type="text"/> 日	申請理由 <input type="text" value="7"/> 下記、理由欄より必ず選択ください
	被扶養者②	フリガ: <input type="text"/> 氏名 <input type="text"/>	生年月日 <input type="text"/> <input type="text"/> 年 <input type="text"/> <input type="text"/> 月 <input type="text"/> <input type="text"/> 日	申請理由 <input type="text"/>

申請理由については、下段の理由欄一覧から該当のものを必ず選択してください。

- (一般)理由欄
- 1 : マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れているため
  - 2 : マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていないため
  - 3 : マイナンバーカードを作っていないため
  - 4 : マイナンバーカードを返納したため
  - 5 : マイナ保険証による受診には第三者(介助者など)のサポートが必要なため
  - 6 : DV被害者等でマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定をされているため
  - 7 : (再交付) 資格確認書を紛失・き損したため ※紛失時は警察への届出と遺失物受理番号等が必要です

- (短期)理由欄
- 8 : 出生によりマイナンバー(またはマイナンバーカード)取得に時間がかかるため
  - 9 : マイナンバーの変更 / マイナンバーカードの更新(または再発行)手続き中のため
  - 10 : 入社等により「資格情報のお知らせ」「資格確認書」の発行前医療機関を受診する必要があるため

事業主欄	上記のとおり被保険者から交付の申請がありましたので届出します。	<b>事業主の証明が必要です。</b>	受付日付印
	事業所所在地		
	事業所名称		
	事業主氏名		

※注意事項※

- 一般の資格確認書の場合、申請いただいてから発行までに最短5日程度お時間をいただきます。
- 短期の資格確認書の場合、申請いただいてからすぐ発行が可能です。有効期限は最大1ヶ月程度となります。
- 有効期限内の資格確認書をお持ちの方で、退職等の理由により資格を喪失した方は事業主経由で健保組合へご返却をお願い致します。
- この申請書をご提出いただいても、場合によっては「資格確認書」を発行できない場合があります。

R6.12.申請